

立正大学社会福祉学会

第 25 回大会

発表要旨集



期日:2023 年 11 月 4 日(土)

会場:立正大学熊谷キャンパス

1 号館(ゲートプラザ)

立正大学社会福祉学会第 25 回大会プログラム

日時：2023 年 11 月 4 日(土)

場所：立正大学熊谷キャンパス 1 号館（ゲートプラザ）

1101 教室、1301 教室、1303 教室、1305 教室

日程：

【受付】3 階・・・・・・・・・・9：30～

【研究発表】3 階

午前の部・・・・・・・・・・10：00～12：25（1301 教室、1303 教室）

【実践報告】3 階

午前の部・・・・・・・・・・10：00～11：35（1305 教室）

【シンポジウム】1 階・・・・・・・・・・13：30～16：00（1101 教室）

テーマ：「子どもの権利について～子どもの意見・意向表明や権利擁護のあり方を考える～」

○基調講演(13：30～14：30) p.27

講演テーマ：「遊び」から見る子どもの権利とその擁護・支援とは

講師：自由学園 最高学部 准教授 酒本 絵梨子 先生

○シンポジウム(14：35～16：00)

（報告者）

門脇 大輔（立正大学社会福祉学部）

宮平 千穂（立正大学社会福祉学部）

アドバイザー

自由学園 准教授 酒本 絵梨子

コーディネーター

山田修平（立正大学社会福祉学部）

【閉会行事】1 階・・・・・・・・・・16：00～16：10（1101 教室）

プログラム詳細（午前の部）

I. 口頭発表 1301 教室 10:00～12:25 p.1 - 12

p.1 10:00～11:10 司会：藤高 直之（立正大学社会福祉学部）

I-1.10:00～10:20 方 汀（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「中国保育所における不適切保育の背景にある保育士の子ども権利意識の分析
～日中の保育士に対するにインタビュー調査の比較を通じて～」

p.3 I-2.10:25～10:45 大矢 孝太郎（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「GIGA スクール構想後の知的障害特別支援学校における ICT 導入による教育的影響
—ICT 機器整備の実態と教員の「ステレオタイプ」—」

p.5 I-3.10:50～11:10 渋谷 芳久（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「知的障害児の親への障害の告知とその受容に関する研究」

11:15～12:25 司会：宮平 千穂（立正大学社会福祉学部）

p.7 I-4.11:15～11:35 単 旭生（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「発展し始めたばかりの農村コミュニティ・ケア
—山東省夏荘鎮を中心とした周辺農村高齢者介護サービスの現状調査報告—」

p.9 I-5.11:40～12:00 田 宇（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「家族介護者のための相互扶助プラットフォームの開発に向けた調査と要件分析」

p.11 I-6.12:05～12:25 万 天豪（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 1 年）
「在宅高齢者の孤独感に関する研究」

Ⅱ. 口頭発表 1303 教室 10:00～12:25 p.13-26

10:00～11:10 司会：山田 修平（立正大学社会福祉学部）

- p.13 Ⅱ-1.10:00～10:20 石橋 昌雄（立正大学社会福祉学部）
上野 柚香(坂戸市立入西小学校)
橋本 遥（寄居町立男衾小学校）
神田 明日香(鴻巣市立鴻巣北小学校)
小川 司穂(川口市立柳崎小学校)
「埼玉県の地域教材に関するカリキュラム開発（その4）ー岩槻の木目込みひな人形作りー」
- p.15 Ⅱ-2.10:25～10:45 石橋 昌雄（立正大学社会福祉学部）
佐々木 彩羽(立正大学3年)
鎗木 丈(立正大学3年)
田山 瑠奈(立正大学3年)
新井 美紅(立正大学3年)
「埼玉県の児童の体力変化についてーコロナ禍以前と比較してー」
- p.17 Ⅱ-3.10:50～11:10 チョウ ギョウテイ（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程1年）
「日本における中国人高齢者の生活課題」

11:15～12:25 司会：門脇 大輔（立正大学社会福祉学部）

- p.19 Ⅱ-4.11:15～11:35 渠琳琳（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程2年）
「仏教寺院を母体とするボランティア活動とウェルビーイングの関係」
- p.23 Ⅱ-5.11:40～12:00 半田 佳織（立正大学大学院社会福祉学研究科教育福祉学専攻 修士課程2年）
「保育者のワーク・ライフ・バランスと就業継続」
- p.25 Ⅱ-6.12:05～12:25 吉澤 弘明（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士課程1年）
「表現としてのアートーアートフォーカシングの可能性ー」

Ⅲ. 実践報告 1305 教室 10:00～11:35

10:00～11:35 司会：白井 健次（立正大学社会福祉学部）

Ⅲ-1.10:00～10:20 保泉 幸正（いずみ保育園 副園長）
いずみ保育園での保育実践報告

Ⅲ-2.10:25～10:45 日下部 正叡（埼玉県宮代町立百間小学校 教諭）
教師として活動して

Ⅲ-3.10:50～11:10 宇野 遼太郎（児童養護施設 雀幸園/心理療法担当職員）
児童養護施設雀幸園での心理士実践報告

Ⅲ-4.11:15～11:35 山本 恵（埼玉県立 入間わかくさ高等特別支援学校 教諭）
入間わかくさ高等特別支援学校における実践

中国保育所における不適切保育の背景にある保育士の子ども権利意識の分析
～日中の保育士に対するインタビュー調査の比較を通じて～
社会福祉学研究科・社会福祉学専攻・1年・方 汀
キーワード：保育士、不適切保育、虐待

はじめに

近年、中国の幼稚園で発生した「児童虐待事件」と、日本の保育士からの「不適切な保育」という問題が SNS を通じて拡散して、人々の関心を集め、社会的な話題の一つになっている。「不適切な保育」とは、「虐待などが疑われる事案」と定める（こども家庭庁：2023）。

発表者は関連データを探していたが、驚くべき違いを発見した。2019 年から 2021 年までの中国の幼稚園での「児童虐待事件」はわずか 19 件である。一方、2023 年 5 月に日本のこども家庭庁が行った調査によれば、昨年 4 月から 12 月までの間、全国の認可保育所で 914 件の「不適切な保育」が報告された。その中で、「虐待」と認定されたケースは 90 件に上った。ただし、中国側の統計データは公式なものではなく、ウェブサイト上の個人統計に基づいている。この巨大なデータの違いの背後に、中国で通報されていない児童虐待事件や、認定されていない不適切な行為がある可能性があるかどうか、発表者は先行研究の調査を行う。

先行研究

1. 保育サービスの現状

70 年代から 90 年代にかけて、中国は改革開放と市場経済の発展計画の実施により、国営企業及びそれが管理する「託児所」（3 歳未満の子供を預かる保育機関、日本で言う保育園）が急激に減少した。一人っ子政策に加えて、現在では 0～3 歳の子どもの保育・育児は基本的に家族、公立や民営幼稚園の託児クラス、及び民営保育園に委ねられている（斬：2020）。また、2021 年現在、中国の民営幼稚園は 16 万 6700 カ所あり、全国の幼稚園総数に占める割合は 56.54% だった（中華人民共和国教育部：2021）。したがって、中国における学齢前（0～5 歳）の子供の保育機関の運営形態は、公立と私立が共存し、かつ数量分布が比較的均等であることが分かる。

一方、日本の「児童福祉法」により、様々な名称で呼ばれていた従来の託児所や保育所は「保育所」として統一され、所得階層とは関係なく一般に幅広く保育サービスを提供する公的な保育施設としてスタートする。保育所は、保護を必要とするにもかかわらず、保護者の労働・疾病等のため、家庭で育児できない児童を行政機関が入所させて保護する社会福祉施設とされたのである。（斎：2016）

2. 保育機関の体制

現在中国における 0～5 歳の子育て支援対策は、現在 3 歳から 5 歳の子どもを対象に幼儿教育を実施する「幼稚園」だけを中心として取り組んでいる。「幼稚園」は小学就学前教育として位置付けていたが、政府の注意は主として義務教育

の普及と高等教育規模の拡大に向けられていたため、就学前教育のことは一時的に忘れられる形となっていた（斬：2020）。

また、国家卫生健康委員の調査によると、0～3 歳の子どもの入園率は 6% しかない。政府の保育施策では、3 歳未満児に対する独立な公立保育機関の設立はせず、民営幼稚園の管理監督に集中しながら、0～3 歳の子ども及びその家族を対象に「早期教育」という教育方針と親の責任を強調している。しかし、それに対する管理監督制度の体制化と早期教育施設の整備等はまだ十分に整っていないことがわかった。（斬：2020）。

一方、日本では、保育所の行政の仕組みは厚生労働省が管轄する児童福祉施設と、文部科学省が管轄する学校教育施設という位置付け、厚生労働が定める保育所保育指針に則って行われる。

（斎：2016）

3. 保育者の位置づけと役割

中国の保育機関には、「保育員」と「幼稚園教師」の 2 種類の保育者が配置されている。

「保育員」は教師として認められておらず、80 年代までには、教育訓練を受けず保育を担当する者（現場では「阿姨」おばさんと呼ばれ）の多くは教育程度や専門性が高くなかった。現在、通常、高校レベルの中等衛生専門学校で教育されるか、子育てが終わった女性や他の職種を退職した女性が各自治体で行う衛生局の資格研修を受けて担当する。

「幼稚園教師」は、教員養成制度に基づいて養成されてきている。90 年代から中国の教育改革の推進によって、「幼稚園教師」は、中等（高卒に相当する）、高等（短大または専門学校に相当）専門教育機関である幼児高等師範専門学校、また 4 年制の師範大学・学院（単科大学）の就学前教育専攻（大学相当）の 3 種類の養成機関で養成されるようになっている。

一方、2003 年から国家労働・社会保障部（日本厚生労働省相当）が「育嬰師」という乳幼児の早期のケアと教育についての専門資格を新たに設けた。乳幼児の生活面の世話や保健面での養護及び教育の役割を担っている。

日本の場合、保育士は保育士資格を取得したうえで、都道府県に登録する必要があり、保育者の配置については都道府県や市町村により異なっており、必ずしも厚生労働省の基準に立ったものでなく、厚生労働省の基準はあくまでも最低基準である。（斎：2016）

4. 「子どもに対する虐待行為」に対する中国人の考え方

明確な「児童虐待」の定義を持つ日本と違い、中国には「児童虐待」の公式的な定義が存在せず、関連法律の整備が不足しているため、中国の親は

未だに伝統的な価値観に影響を受けている。彼らは子供を自分の私有物と見なし、過度な期待をかけ、厳しい叱り方を通じて「愛の懲罰」を教育の手段として使用している。さらに、一部の人は「教師による体罰は教師の態度や教育方法の一部であり、責任ある行為であるため、児童虐待ではない」と考えていることが明らかになった。(牛、張：2013)

しかし、中国の人口学的特徴として、高学歴者や若者には、児童虐待に対して新たな見方が芽生えており、変容中の子ども観を反映しているのではないかと推測される。(何、倉持：2022)

研究目的

伝統的な思想を保有しつつ、新しい価値観も持つ異なる年齢層からなる中国の保育員集団、と明確な「児童虐待」に対する認識を持つ日本の保育士たちとの、両方の子どもの権利観を検討し、彼らの権利観が「児童虐待」または「子どもに対する虐待行為」の認識にどのように影響を与えているかについて考察することを目的とする。

研究方法

本研究では、中国における子育て支援体制の現状を中心に、保育サービスの発展に関する先行研究を収集します。また、日本の保育所に関する行政の仕組みと児童福祉政策の現状を把握し、両国を比較して分析する。

さらに、同じくビネットを通じて、日本と中国の保育士に別々10人程度のインタビューを行い、ビネット調査を実施します。保育士へのインタビューを通じて、彼らの権利観についての分析を予定している。

参考文献

<論文>

- ・何媛、郝利鹏（2009）、「我国当代 0～3 岁婴幼儿教育政策分析」（「我国当代 0～3 歳幼儿教育の政策への分析」、『広西師範大学学报：哲学社会科学版』45（3）P98。
- ・牛芳、張燕（2013）、「社會工作介入兒童虐待問題時遇到的困境分析」、『社會工作』3, P123-129。
- ・斎少傑（2017）、「中国における児童福祉と子育て支援に関する基礎研究：日本の現状を参考に」、東北福祉大学 社会福祉学博士学位論文。
- ・陳卓君（2018）、「0～3 歳の保育における中国と日本の比較研究：乳幼児保育の機関から見てきたもの」、『授業実践開発研究』（11）P69～77。
- ・靳小（2020）、「中国における家族福祉の現状と課題—少子高齢化問題に対する介護・子育て支援対策」、横浜国立大学 博士学位論文。
- ・朱奕雷（2021）、「改革開放以降の中国における育児援助ネットワークの変容に関する一考察—1980 年以降生まれの「一人っ子親」家族に焦点を当てて—」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要：別冊』28（2）、195-205。

- ・何星雨、倉持清美（2022）、「中国浙江省における高学歴の子どもにない既婚若年女性の児童虐待の認識」、『日本家政学会誌』73（1）、10-20。

<ウェブサイト>

- ・NHK、「保育所など保育施設での不適切な保育 1316 件 うち虐待 122 件 防ぐために何が」、NHK ホームページ。
[HTTPS://WWW. NHK. OR. JP/SHUTOKEN/NEWSUP/20230512B. HTML。](https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20230512b.html)
- ・知乎、
[HTTPS://ZHUANLAN. ZHIHU. COM/P/456976939。](https://zhuanlan.zhihu.com/p/456976939)

GIGA スクール構想後の知的障害特別支援学校における ICT 導入による教育的影響

—ICT 機器整備の実態と教員の「ステレオタイプ」—

大矢孝太郎(社会福祉学研究科)

GIGA スクール構想 一人一台タブレット ICT機器

はじめに

昨今、教育現場では GIGA スクール構想による、ICT 機器の整備が急ピッチに進められている。特に、「一人一台タブレット」の取り組みで、タブレット端末を全ての児童生徒に配布するという取り組みを行い、2023 年度現在ではほとんどの学校でのタブレット配布が完了している。他にも、学校内での Wi-Fi 環境の整備など、ICT 機器を学びに活用しやすい環境形成が進んでいる。

I 知的障害特別支援学校と GIGA スクール構想

GIGA スクール構想による環境整備は特別支援学校でも例外ではない。むしろ、特別な支援を必要とする児童生徒が集まっている学校であるからこそ ICT 機器を使った学びに対する期待が高いと言っても過言ではない。

例えば、重度の知的障害による会話によるコミュニケーションが困難な児童生徒がいたとすれば、タブレット端末はコミュニケーション手段として非常に有用である。また、それ以外にもアプリを使って、ひらがなやカタカナ、漢字、計算を学ぶことができるようになってきている。

それだけではなくタブレット端末は児童生徒の興味をひきやすいものである。つまり児童生徒がタブレットを通して、自発的に学びに向かうことができるということである。

II 知的障害特別支援学校におけるタブレット利用に関する現状

このように、知的障害特別支援学校におけるタブレット端末の利用は今後の特別支援教育を大きく変える力を持っていると言える。

しかし、現状ではタブレットを利用した特別支援教育は文字通り「賛否両論」と言わざるを得ない。この立正大学のある埼玉県を例に挙げても、積極的に取り入れている学校と、使用に消極的な学校と二極化している。埼玉県という空間の中で二極化が進んでいるとすれば、他県でも二極化が進んでいると考えることが恐らく妥当であろう。

このようにタブレット利用に関する学校間、地域間の「格差」が広がるということは、児童生徒の不利益につながってしまう。

III 「格差」による児童生徒の不利益

それでは「格差」による不利益とはどのようなことであろうか。

それはタブレットなどに対する習熟度の差とそれに伴うデジタルデバイドの広がりや職業選択の狭まりなどである。現在の社会は「society5.0」や「情報化」などが叫ばれている社会である。日常でもパソコンやスマートフォンなど様々な機器が浸透している。児童生徒は保護者や周りの大人がデジタル機器を使用しているのを間近で日ごろから見ている「デジタルネイティブ」と呼ばれるほど、機器との距離が近い。

これらのことから分かるように、もはや現代社会の中で、タブレットなどの機器と人間を切り離すことは不可能だろう。また機器を使いこなすことはその人の生活の豊かさに直結している。

この時に ICT 機器を積極的に活用している学校で学んだ児童生徒と、ICT 機器を活用しない学校で学んだ児童生徒では明らかな機器の習熟度の差が出てしまう。これは、児童生徒の将来に非常に大きな有利不利が生じることになる。児童生徒の将来に直接の関わりがある学校現場の意義に関わることではないかと私は考えている。

IV 今後の展望

児童生徒の上記のような有利不利を生まないようにどうすべきか。やはり、学校現場での ICT 機器の格差を埋め、積極的に機器の活用を進めていくことが重要である。しかし、ICT 機器にマイナスなイメージを持っている教員が少なくなく、その「ステレオタイプ」が枷となって格差を生む要因となっていることがこれまでの調査で明らかになっている。マイナスなイメージとは「機器はネット依存に繋がる」、「操作等が難しい」などが挙げられる。

確かに、そのようなデメリットがあることは事実である。しかし、デメリットはあるかもしれないが機器にはメリットも非常に多い。それを活かさないことは教育の保障を妨げる恐れがある。

さらに機器を用いた特別支援教育は GIGA スクール構想が導入される以前から様々な実践と成果が報告されている。もうデメリットにばかり目を向けて、活用しないという姿勢は教育全体を通して改める時

期に来ていると言えるだろう。

おわりに

今後の研究活動の中で、ICT 機器活用の学校間、地域間格差を生み出す要因が「教員のステレオタイプ以外の要因があるか」、「児童生徒に与える機器使用の格差の影響」、「どのように格差を是正していくか」という 3 つを明らかにしていきたいと考えている。そのために 1 期で行ったインタビュー調査を継続して行い、様々な教育現場に直接関わっている教職員の方にインタビューを行い、それらを明らかにしていこうと思う。

また、私の研究で日本の特別支援教育がさらなる発展を遂げ、児童生徒がもつ可能性を活かすことができる一助になることを切に願っている次第である。

参考文献

『GIGA スクール構想で進化する学校、取り残される学校』 平井聡一郎編 株式会社教育開発研究所発行 2021 年 9 月 1 日第 1 刷発行

『GIGA スクール構想から子どもを守る』 古庄弘枝著 鳥影社発行 2021 年 12 月 31 日初版第 1 刷発行

『端末は公教育の必須ツール 必要な予算獲得に努める——永岡大臣インタビュー 文部科学大臣 永岡 桂子氏 2023.08.01』

<https://project.nikkeibp.co.jp/pc/atcl/19/06/21/00003/073100466/?P=1> 閲覧日

2023 年 9 月 25 日

知的障害児の親への障害の告知とその受容に関する研究

発表者 渋谷 芳久（立正大学大学院社会福祉学研究科）

キーワード 障害受容の段階説

1 はじめに

知的障害児の障害受容とは、知的障害のある子どもやその家族が障害の現実を認めて受け入れることである。個人や環境によって異なります。また、障害受容は一度で終わるものではなく子どもの成長や社会的な変化により再び悲しみや不安が湧くことがある。障害受容は子どもや家族の生活や支援に影響を与えることである。学説などからこれらのことを研究し社会に与えたものについて考えるものである。

2 研究方法

サイニーの検索システムを利用

検索キーワード 知的障害児 子 検索数 542 本
論文数 480 本 参考文献 12 冊

今回、障害受容の過程などに言及している 12 件を対象に文献研究を行った。

3.研究結果

① どの研究者も 3 つの説を取り上げてことである。

- (1) ドロウターが提唱した 5 段階説である。先天性奇形を持つ子どもの誕生に対して親の反応を示した。I、ショック、II、否認、III、悲しみと怒り、IV、適応、V 再起

- (2) シモン・オルションスキーが提唱した慢性悲哀説を説いた

- ・障害受容とは、悲しみの解放であるが親が子育て上の悲しみから解放されることはない。
- ・最終的な目標は親が育てながら生活に満足を得ること。
- ・親は個人的な満足を高め安楽観を得て子どもからの要求に応じられる精神的な基盤を作るこ

と。

中田洋二郎は受容の階段説と慢性的悲哀説を統合した螺旋モデルを説いた。

- ・障害受容とは段階ではない
- ・障害を肯定する気持ち=障害への適応
- ・親の内面に相反する感情もすべてが受容の過程である。

② 障害受容とは、個人だけの対象ではなく家族全体に影響を与えるものである。

③ 障害児を持つことは、親はストレスを抱えることである。

④ 一瀬(2010 社会福祉学)障害受容の母親の変容プロセスの中で、「障害が疑われ、診断や説明を受けた時期」告知時の支援が特に重要であるつまり専門家から遅れが見つかり検査をした結果「遅れが障害」と判断された時点で専門家の介入支援が重要であることを指摘していることである。

⑤ 桑田・神尾(2004 九州大学論説)は、障害受容はあきらめでも、居直りでもなく、障害に対する気持ちの転換であり、障害を持つことは人間的価値観を低下させることではないことである。

⑥ 障害児を持つ親の障害受容に関する研究は数多くなされてきているが、様々な要因が関係していると考えられるため、その解釈は一樣ではないものである。

⑦ 社会の「障害」に対する価値観は時代・文化的背景によっても親の障害受容に関する研究に違いができる可能性がある。

⑧ 障害の受容問題は、個人の問題として論ずるものではなく、社会全体でみていく必要がある。

考察

- ① 受容問題は個人の問題として取り扱うことだと思われがちであるが、障害は個人ではなく地域社会でとらえなければならない。
地域社会は、自治会、社会福祉協議会、行政、他障害者の団体が中心となり組織化することで役割を持たせることが大切である。
- ② 障害は種類によって障害の受容の理解は違いがある。幼少期の告知は、親のストレスの増大につながりやすいことである。
- ③ 親が段階説を経験することで受容をしていく可能性がある。
- ④ 障害児を持つことは、負の影響が大きいと考え込まれてきたが、親自身が受け止めること。子ども自身は、成長していくことで地域社会が見守るようになっていくことが重要である。
- ⑤ 障害問題は、親の問題と思われがちであったが、個人問題ではなく地域社会が受けなくてはならない重要な問題である。
- ⑥ 障害問題は、健常者として生まれても原因がわからない発達途中で障害者側になるかわからない問題である。身近な問題だけに受容するまでに時間を要することである。

まとめ

- ① 障害の原因となるものはわかるものと分からないものがあり、生活上に支障が出始めてわかるものが大半のものである。故に、専門家から「障害がある」とか「〇〇」と診断を告知されても親は理解するまで、長い時間を要する。個人の問題として取り扱う傾向があるが、障害受容は家族全体の問題として捉えなければならない問題である。
- ② 障害児を持つことになった親は個人的な問題として考えるのではなく地域社会で考えなければならない問題である。
- ③ 地域社会がその受け皿となり考えて行かなければならない問題である。
- ④ 障害は、早期発見、早期療育と言われる時代

であるが、専門家からの告知受けると負のイメージが強い印象がある。

- ⑤ 障害問題は、子どもの養育ひいては、その後の発達に重大な影響を与えることが予想されるため、子どもの支援していくうえである程度見通しがつくまでしっかりと精神的ケアが重要である。
- ⑥ 障害児を持つことは、専門家からの告知により負イメージが強い。地域社会が同じ環境や公平な目で見たり聴くことで利用しやすいサービスなどの創設につながると障害者が住みよい街になっていく。障害受容とは小さな社会かもしれないがそこで生きようとする家族があること。社会に与える影響をしっかりと考えなければならないことである。
- ⑦ 親の障害受容過程は一様ではなく多様な考えがあると思われる。障害特性を考慮して多くの文献をあたり障害の種類を統一して親の障害受容を検討していくものである。

参考文献

- 中田洋二郎 1995 親の障害の認識と受容二関する考察
- 夏堀 撰 2003 障害児の「親の障害受容」研究の批判的研究 社会福祉学 44 23 から 31
- シモン・オルシャンスキー 1962
たえざる悲しみ 精神薄弱児を持つことへの反応
- 一瀬早百合 2010 障害のある乳幼児もつ母親の変容プロセス 社会福祉学 第 52 号 67～79
- 夏堀 撰 2002 自閉症児の母親の障害受容過程 社会福祉学 第 42 号 79～90
- 桑田 佐絵 神尾洋子 2004 発達障害児をもつ親の障害受容過程について文献研究 九州大学教育学紀行 268～284

発展し始めたばかりの農村コミュニティ・ケア
—山東省夏荘鎮を中心とした周辺農村高齢者介護サービスの現状調査報告—

発表者：単 旭生

立正大学大学院社会福祉学研究科 地域福祉研究室 修士1年

キーワード：農村地域 高齢者 コミュニティ・ケア 公営老人ホーム 訪問介護

本報告は、山東省夏荘鎮及びその周辺村鎮に対する実地調査に基づいて、現地政府、村委員会及び高齢者介護の企業が提供する各種高齢者介護における政策及びサービス発展の現状を記録し、そしてその現状と課題を分析しようと試みたものである。

1. 公営老人ホームとコミュニティ福祉センター：夏荘鎮の「頤和家園」の状況

2022 年、高密市政府は夏荘鎮の官庄村に公営老人ホーム「頤和家園」を設立し、同時に「高密市コミュニティ福祉センター」8（高密市社区福利中心）をここに設立した。

2023 年 8 月末、筆者は園内で一週間のボランティアを担当し、園区に「福祉エリア」「社会エリア」「医療エリア」の3つの部分を実地調査した。

福祉エリアの主な居住対象は全市範囲内の政府認定の「五保戸」の世帯であって、主な役割は完全に収入を失った農村高齢者の最低保障の介護区域である。

「社会エリア」とは、社会に公開されている養老サービスエリアを指す。この部分は民営老人ホームのように完全に開放されており、高齢者が完全に自費で入居し、1 棟を単独で占有している。

医療エリアはマンションエリア内に単独のエリアとして存在する。この建物の主な機能は小型病院に相当し、現在 3 人の医

師と 10 人以上の医学看護師（国家認証資格を持つ医学看護師）が常駐し、50 以上のベッドが設置されている。

園内に入居している高齢者と交流し、居住状況を知った。また、園区内の看護師、医師、管理職、インターンシップをしている専門学校学生などと多くの交流を行い、園区の仕事の状況を調査した。

2. 農村地域の在宅サービスとデイケア：徐々に変化しつつある高齢者介護の観念

「高密市コミュニティ福祉センター」は高密市指定のコミュニティサービス提供者の一つとして、スタッフが訪問して住民（主に高齢者）の世話をするサービスを提供している。市街地から少し離れた大牟家鎮北楊家庄村では 3 世帯が市コミュニティ福祉センターの在宅サービスを利用している。

筆者はセンターの車に同乗し、一緒に北楊家村の状況を実地調査した。現在、北楊家村は農業協同組合を設立し、村内のすべての農地を公有に回収し、生産農家請負制度を実行している。一部の農地で得た収入は公有化され、村内の公共支出などに使われている。高密市コミュニティ福祉センターに連絡した訪問在宅サービスは、村委員会（村の基層自治政府）が村民に提供する無料福祉サービスである。現在、多くの村人は在宅サービスを理解していないが、

多くの老人や子供の意識の中では依然として「人に訪問してサービスを手伝ってもらう」ことで恥辱を感じており、隣人からは「子供は親の世話をする能力がない」という親不孝の表れと思われがちである。村委員会の推薦と遊説の下で、すでに3世帯の高齢者がサービスを受けていた。

この3世帯の経済状況は異なるが、基本的には低所得世帯に属している。筆者は彼らに従ってこの3軒の家を訪問し、訪問の過程と内容を記録した。

3. まとめ

市コミュニティ福祉センターから提供されたサービスが、上層部政府と市コミュニティ福祉センターの普及とサービスは欠かせないが、村委員会の末端指導幹部の連携を称賛せざるを得ない。「村支書」は基層末端執政幹部として確かに村人に先進的な理念の養老サービスを提供するためのより多くの手段と責任を持っていることから、辺鄙な農村地域でも、デイサービスと在宅サービスは依然として提供され、普及することができる。情報が相対的に遅れ、思想が相対的に古い農村人としても、コミュニティが提供するデイサービスを徐々に受け入れ始めている。

一方で、本調査においても現在多くの問題が発見された。

第1に、サービス項目の単一化である。老人たちは現在、身体清掃サービス（入浴や散髪など）を受けているだけで、洗濯の必要があるのは1人だけで、清掃、整理、料理、患者のデイケアなどの他のサービスはほとんど需要がない。

第2に、訪問サービス提供者の性別の単一の問題である。男性老人に身体清掃サービスを提供する際に、女性介護士が入浴す

ることは多かれ少なかれ老人の恥ずかしい問題を引き起こすことがあり、これは心理的にも無視できない問題である。

第3に、高齢者グループ対象の意識問題である。現在サービスをしている3人の老人のうち、すべて体に一定の問題（行動が不便）が生じ、ベッドに完全に麻痺している老人である。

おわりに

筆者は現在、中国農村部の高齢者訪問介護や看護の流れと発展方向について十分に理解しておらず、高齢者に対する専門知識も十分ではないことから、今回は現地の既存のサービスについて簡単な調査を行うにとどまった。

今後は、現地のコミュニティケアプロセスを引き続きフォローアップし、専門理論の学習を強化し、自分の調査と研究をさらに改善する。

家族介護者のための相互扶助プラットフォームの開発に向けた調査と要件分析

発表者：田 宇

立正大学大学院社会福祉学研究科 地域福祉研究室 修士1年

(本研究の中に、プラットフォームの意味は、アルコール依存症者のインターネットでのサポートグループのようなものです。)

研究背景

家族介護者が抱えるストレスや負担が多いことに関心を持っています。家族介護者は、家族の介護や支援に専念しながら、自身の健康や福祉を犠牲にすることがあります。そのため、家族介護者のストレスを軽減し、彼らが健康でバランスの取れた生活を送るための支援を提供する相互扶助プラットフォームの開発に興味を持ちました。

本論文は、家族介護者のストレスを軽減するための相互扶助プラットフォームの開発に向けた調査と要件分析について報告する。研究では、家族介護者が直面する問題とニーズを把握し、それらを解決するためのプラットフォームの機能とデザイン要件を特定することを目的としている。

研究方法

アンケート調査、インタビュー調査を組み合わせて実施した。これらの調査により、家族介護者のストレス要因、現在の問題、必要なサポートや支援の形態などについて具体的な洞察が得られた。

研究目的

家族介護者のニーズと要望に合致し、家族介護者のストレス軽減に寄与するものとなっている。具体的な要件としては、情報共有機能、サポートグループの設立・参加機能、専門家の相談機能などが挙げられる。

さらに、開発されたプラットフォームの有用性と効果を評価するために、家族介護者の評価と利用状況のデータを収集する予定である。

本論文は、家族介護者のストレス軽減に向けた相互扶助プラットフォームの開発に貢献するものであり、将来的な実装と評価に向けた具体的な手法と要件を提案している。

具体的に研究方法:

1 アンケート調査: 家族介護のストレスについてのアンケート調査を行い、家族介護者のニーズや要望を把握します。アンケートには、ストレス要因、サポートの必要性、現在の問題や課題、希望するプラットフォーム機能などを含めることができます。

2 インタビュー調査: 実際の家族介護者に対してインタビューを行い、彼らの経験や意見を収集します。インタビューを通じて、ストレスの原因や現状の課題、期待するプラットフォームの機能やサービスについての具体的な洞察を得ることができます。

具体的に研究目的:

1 家族介護者ニーズの理解: 家族介護のストレスを抱える人々のニーズや要望を明確化し、プラットフォームの機能やサービスに反映させるための情報を収集します。

2 問題の特定: 家族介護における主なストレス要因や課題を把握し、プラットフォーム上でどのように対応できるかを明確化します。これにより、プラットフォームの機能やコンテンツの設計に役立つ情報を得ることができます。

3 プラットフォームの機能とデザインの決定: 家族介護者の意見や要望に基づき、相互扶助プラットフォームの具体的な機能やデザインを決定します。これにより、ユーザビリティ (usability) や使いやすさを向上させることができます。

4 プラットフォームの有用性の評価: 実際にプラットフォームを利用する家族介護者に対して評価を行い、その有用性や効果を検証します。家族介護者のフィードバック (feedback) や利用状況のデータを収集し、プラットフォームの改善や進化に役立てます。

以上の内容に対して考えていること:

アンケート調査とインタビュー調査の組み合わせを選んだ理由は、アンケート調査とインタビュー調査を組み合わせることで、家族介護者のニーズや要望を多面的に把握することができます。アンケート調査は一般的な傾向や量的データを収集するのに適しており、多数の参加者から意見を集めることができます。一方、インタビュー調査はより深い理解や個別の意見を収集するために適しています。両方の方法を組み合わせることで、広範なデータと具体的な洞察を得ることができます。

家族介護者の選定基準について明確に定義する予定です。特定の人口統計情報や条件を考慮するかどうかは研究の目的や研究対象に依存します。例えば、特定の地域や年齢層の家族介護者を対象にする場合、それに基づいた選定基準を設定するこ

とが考えられます。調査の対象となる家族介護者の選定基準はあります、特定の人口統計情報や条件を考慮する予定しています。

個人情報の保護: インタビューやアンケートやプラットフォーム中に家族介護者が個人情報を提供する場合、その情報を適切に保護する必要があります。匿名性や機密性を守るために、データの取り扱いについてのガイドラインを準備し、参加者に説明します。

在宅高齢者の孤独感に関する研究

発表者名：マン テンゴウ

所 属：社会福祉学研究科

キーワード：在宅高齢者 孤独感 QOL ソーシャルサポート 生きづらさ

はじめに

世界価値観調査に基づく OECD の報告によれば、「友人・同僚・社会団体の人と一緒に時間を過ごすことがほとんどない」人の割合は、日本は 15.3%と諸外国と比較して特に高い値を示している (OECD20 か国では 6.7%)¹⁾。そこで、この割合が高くなると、社会的孤立は自殺の危険因子になるとともに、犯罪にも繋げられる。平成 20 年度の犯罪白書によれば、生活困窮による窃盗や介護疲れによる殺害のいずれであっても、社会的に孤立した高齢者が犯罪に向かうケースが多いとされている。²⁾ 社会課題となる一方で、2000 年 12 月に厚生省でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書では、新たな福祉課題として社会的孤立や孤独の問題が言及された。³⁾

少子高齢社会の進展に伴って、高齢者を「第二の現役世代」や「プロダクティブ・エイジング」として、地域社会への貢献や生産労働の担い手としての期待とそれが日常的な姿であるとの認識が高まりつつある⁴⁾⁵⁾⁶⁾。

社会的孤立については、学術的な研究の分野では、タウンゼント (Townsend) による定義⁷⁾が最も多く用いられている。この定義によれば、社会的孤立 (social isolation) とは「家族やコミュニティとはほとんど接触がない」という客観的な状態であり、仲間づきあいの欠如あるいは喪失による好ましからざる感情 (主観) を意味する孤独 (loneliness) とは区別している⁸⁾。

孤独・孤立は、人生のあらゆる場面にお

いて誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない。

また、孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。⁹⁾

本研究の目的は現在時点 (令和 5 年) までの在宅高齢者における孤独感を関連する研究動向を把握することために、文献レビューを検討することが目的としていく。

研究方法

本研究では、日本の在宅高齢者の孤独感における研究動向を把握するために、文献収集は CiNii Articles の検索エンジンを使用した。検索手順としては、「在宅高齢者」、「孤独」、「孤立」などの検索用語を用いて、または「在宅老人」のような用語に置き換えるという形で収集した。それから検索文献の中から選定作業を通して、リストを作成し、それらを文献レビューをする。

倫理的配慮

今回の研究では主に文献レビューを対象とするので、倫理的配慮の必要はまだ至らない。

研究結果

1999年から2020年までの期間における高齢者の孤独感に関する研究の流れは幅広く、主に5つの分野に分けられている。

1. 社会的孤立と孤独感の関連性の研究 2. テクノロジーと孤独感の研究 3. 高齢者向けのプログラムとサービスの研究 4. 心理的側面の研究 5. 文化的側面の研究。

本研究では一番目の分野でデータを収集する。青木は在宅高齢者の孤独感に対して、有意に関連した要因は、男性ではSDS(抑うつ状態)、生活満足度、対人・自立的対処と家族・親戚ソーシャル・サポートの4要因となり、女性ではSDS、生活満足度、対人・自立的対処、家族・親戚ソーシャル・サポートと友人ソーシャル・サポートの5要因となった¹⁰⁾。

遠藤は居住形態の違いが孤独意識の強さに関連する¹¹⁾と指摘され、梶原らが家族同居高齢者の孤独感に関する研究¹²⁾の中にも同じく結果を出した。

また、斉藤らは独居と同居に関わらず、女性よりも男性のほうで、子どもがいない人および近居子がいない人、より所得が低い人が孤立になりやすい。また、付き合いがない、離別者と未婚者のほうが独居型孤立になりやすい。より高齢の人が加齢によって、日常移動能力に支障をきたされた人のほうが同居型孤立になりやすいと指摘された¹³⁾。

斉藤らは社会関係の乏しさ(社会的孤立)は、単に人との交流が乏しいだけでなく、健康の社会的決定要因の1つでもあると指摘された¹⁴⁾。さらに永井らは孤独感の関連要因について、介護者に関しては主観的健康観、外出能力において健康観との関連が見られた。これらの要因は、一般高齢者の調査結果と共通しており、人が社会との関わりを築く上で不可欠な要素と考えられる¹⁵⁾。

考察とまとめ

今の時点(令和5年9月)では、認知症と孤独関連の研究蓄積が少なく、今後の課

題になるかもしれないので、この方向に沿って研究を続けていく。

参考文献

1) OECD. Society at a Glance: OECD social Indicators 2005 edition. Paris: Organization for Economic Co-operation and Development, 2005.

2) 法務省平成20年度の犯罪白書 <第二部>特集「高齢犯罪者の実態と処遇」高齢犯罪者の増加と現況(7編3章)

3) 厚生労働省社会援護局(2004) 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書

4) 厚生省監修(1997): 平成9年度厚生白書 100-109, ぎょうせい, 東京.

5) 厚生省監修(2000): 平成12年度厚生白書. 4-163, ぎょうせい, 東京.

6) 下仲順子編(1997): 老年心理学. 140-149, 培風館, 東京.

7) Townsend, P. (1968) Isolation, desolation, and loneliness, Shanas, E., Townsend, P. and Wedderburn, D., et al. eds. Old people in three industrial societies, Routledge & Kegan Paul, 258-87

8) 斎藤雅茂(2018)「高齢者の社会的孤立と地域福祉」明石書店、p. 14

9) 厚生労働所(2021) 孤独・孤立対策の重点計画 令和3年

10) 青木邦男(2001)在宅高齢者の孤独感とそれに関連する要因

11) 遠藤(1982)居住形態の違いが孤独意識の強さに関連する

12) 梶原杏奈・牧 正興(2006)家族同居高齢者の孤独感に関する研究

13) 斉藤ら(2010)首都圏ベッドタウンにおける世帯構成別にみた孤立高齢者の発見率と特徴

14) 斉藤ら(2015)健康指標との関連からみた高齢者の社会的孤立基準の検討 10年間のAGESコホートより

15) 永井ら(2016)在宅高齢者を介護する高齢介護者の孤独感とその関連要因

埼玉県の地域教材に関するカリキュラム開発（その４）

－岩槻の木目込みひな人形作り－

石橋 昌雄(立正大学)

上野 柚香(坂戸市立入西小学校)

神田 明日香(鴻巣市立鴻巣北小学校)

橋本 遥(寄居町立男衾小学校)

小川 司穂(川口市立柳崎小学校)

【キーワード】カリキュラム ものづくり 地域教材 木目込み人形 ひな人形

1 研究の意図

埼玉県の教材開発の第４号として、岩槻で長年木目込み人形を製作している、新井人形店の伝統工芸士「新井久夫さん」を現地調査した。

江戸木目込み人形の新井義男さんから引き継いだ新井久夫さんは、長年にわたり手作りの木目込みによるひな人形を製作している。ひな人形作りは、岩槻の町全体で分業制により作られており、胴づくり、手足づくり、頭づくり、小道具づくりなど 57 組の生産者で成り立っている。

木目込みひな人形の胴づくりは、まず木や粘土を使用し原型を作る。その型に糊で固めた桐の粉を詰め、型抜きをする。彫刻刀で筋掘りをして布を木目込み、着せ付ける。

きめ細かな作業が多く、熟練の技が必要である。工夫は、素材の特性を理解し、心を込めて最初から最後まで仕上げることである。悩みは、原材料の不足や、手間暇がかかるために高価になってしまう点である。喜びは、作った人形が購入者の家庭に入り、温かく迎えられることである。消費者の笑顔をイメージして仕事をしている。

ひな人形は、昔の流しびなから始まり、江戸時代は、日光東照宮の宮大工が宿場町としての岩槻に住み付き人形作りを始めた。水がきれいで、桐の木があり、商売がしやすい土地のため人形作りが盛んになった。

祖母の時代は伝統的な彩色のもので、畳や床の間に飾る大きく立派で鮮やかなものが好まれた。しかし、最近では少子化や住宅事情により小さくて顔がかわいいアニメ調のもの

や、服がパステル調のものが売れるように変化している。

分業体制のため、仲間との結びつきも強く、人形作りにつまわる祭りや人形供養祭なども地域の年中行事として位置づいている。また、仲間内で勉強会なども行い技術の向上に努めている。現在伝統工芸士は、東京と埼玉で約 20 人いる。伝統を維持するためには、昔の技術を継承・維持するだけではなく、別のものに技術を転用することも大切である。

本教材を取り上げた理由は次の通りである。

- ①地元、埼玉県の誇る伝統的な工業の生産地である。
- ②ひな人形は女の子がいる家庭では日常的なものであり、子どももイメージしやすい教材である。
- ③原型・型抜き・乾燥・修正・筋掘り・着せ付け・組み立て・完成までの全工程や人が働いている姿を見ることができる。
- ④胴づくり、手足づくり、頭づくり、小道具づくりなど地域で分業していることから、まちをあげての産業として位置づけることができる。
- ⑤伝統の保存・継承と技術の転用の工夫について具体的に捉えることができる。

2 研究仮説

木目込み人形の生産に取り組む新井さんの工夫や努力を追究するカリキュラムを編成し実践すれば、子どもたちは、伝統を守っている木

目込み人形作りやその大切さや意味について考えることができる。

3 研究の方法

- ①木目込みひな人形作りについて現地調査して、その工夫や努力について聞き取る。
- ②木目込みひな人形作りの教材化に関する視点を明らかにする。
- ③教材と子どもとの関連付けについて明らかにする。
- ④伝統的な工業としてのひな人形づくりについてのカリキュラムを作成し、生活科・社会科の実践を通して検証する。

4 研究の内容

(1) 教材の特性と教材化の視点

- A 技術＝代々受け継いだひな人形づくりについての技術を継承して生産している。
- B 誇り＝心をこめて作り、手作りの繊細さを大切にしている。
- C 信頼＝自然の素材を生かしたものである。
- D 不安＝原材料の不足や、手間暇がかかるために高価になってしまう。
- E 変遷＝伝統的な技術を継承しながら客の好みによる工夫をしている。
- F 立地・環境＝地域全体が産地となっていて、協働しながら宣伝している。
- G 流通・販売＝昔は、専門の間屋に卸していたが、今は製造元がネット販売で直接売る形も多くなっている。
- H 継承＝技術の継承の不安がある。

(2) 木目込みひな人形作りの付加価値

- ①職人の手作りである。
- ②伝統の技術が生かされている。
- ③手間暇がかかっているために、長年見ても飽きない。

(3) 教材と子どもとの関連付け

- ①子どもたちが日常的に目にしてイメージしやすい。
- ②触れる、飾るなど直接体験することができる。
- ③各種の材料を組み立てて加工し、製品を作るという工業の原点が学べる。

5 実践授業の工夫

[実践例1] 社会科 5年生

単元名「わたしたちの生活と工業生産～岩槻のひな人形づくり～」

上野 柚香(坂戸市立入西小学校)

工業の原型である、岩槻の伝統的な人形づくりの様子や現状を知り、岩槻では昔からの技術を受け継ぎ、時代にあった製品をつくるなど特色ある工業生産を行なっていることを理解する。

[実践例2] 社会科 4年生

単元名「わたしたちの県のまちづくり」

橋本 遥(寄居町立男衾小学校)

岩槻のひな人形が完成するまでの過程や職人の仕事に対する工夫や思いについて調べ、伝統工芸品がまちづくりにつながっていることに気付く。

[実践例3] 社会科 3年生

単元名「人形工場の仕事」

神田明日香(鴻巣市立鴻巣北小学校)

鴻巣と岩槻の人形作りについて比べながら、生産のためのくふうや工場の人の思い、他の地域とのつながりなどについて調べることができる。

[実践例4] 生活科 2年生

単元名「あそんで、ためして、くふうして」

小川 司穂(川口市立柳崎小学校)

身近にある人形を集めて遊ぶ活動を通して、人形のおもしろや作った人の願いに気が付き、自分たちで楽しみながらおもちゃをくふうしてつくることができる。

6 研究の成果と課題

(1) 成果

- ①比較や擬人化などの手だてが有効だった。
- ②ICTや動画などより技術の高さを具体的に感じさせることができた。

(2) 課題

- ①身近な教材ではないので見学ができない。

埼玉県の子どもの体力変化について ーコロナ禍以前と比較してー

石橋 昌雄(立正大学)
鍋木 丈(立正大学3年)
新井 美紅(立正大学3年)

佐々木 彩羽(立正大学3年)
田山 瑠奈(立正大学3年)

【キーワード】 埼玉県 コロナ禍 体力低下 実践提案

1 研究の意図

近年、コロナ禍により子どもの体力低下が問題となっている。スポーツ庁「全国体力・運動能力調査」(2021)によると小学生の男子、女子ともに体力が低下しているという結果が出ている。日本教育新聞(2022)によると、「コロナ禍により体育の授業中以外に運動する時間が減ったことや、テレビ、スマホなどの視聴時間が伸び、運動の機会が減ったと背景がある」と述べられている。

今村明(2020)は、「本年の4月、5月は休校となった学校も多く、その後も部活動の制限など学校へ行く機会が減少している。逆に夏休みは減少し、例年と違う生活環境にさらされている。そのため基本的な生活リズムの変化が起こり、結果としてネットやゲームなどへ依存傾向が進んでいる子どもも多い状況であること」を明らかにしている。

厚生労働省によると、体力には身体的能力と防衛体力がある。第3期埼玉県教育振興基本計画の「健やかな体の育成」では、「生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要がある。」と示されている。さらに小学校学習指導要領では、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見つけ、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。(中略)運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。」という目標を示している。そこで、本研究では子どもの体力低下を受

け止め、私たちが将来教員になったときに現場で生かせる具体的な指導法について検討していく。

2 研究の方法

- ①埼玉県児童生徒の「新体力テスト」を基に、その歴史と結果についてコロナ禍の関係を踏まえて調べる
- ②「新体力テスト」からわかった体力低下の要因と体力向上へ向けての課題について述べる
- ③今後の子どもの体力づくりについて具体的な指導方法について検討する。

3 研究の内容

(1) 埼玉県児童生徒の「新体力テスト」の歴史と結果について

①「新体力テスト」の歴史

現在の「新体力テスト」は、前身となる、運動能力テストと体力テストからなる「スポーツテスト」がもとになっている。戦後の復興と東京オリンピック招致の決定によるスポーツへの関心の高まりを受けて、昭和36年に(1961)「スポーツ振興法」が公布された。その流れの中で、運動能力テストと体力診断テストからなる「スポーツテスト」が作成された。このテストを用いて、昭和39

(1964)年から全国のデータを収集しその結果を公表するとともに、子どもの体力向上に関する施策に反映させてきた。平成10年

(1998)より行われた「スポーツテスト」を、どの年代でも実施できる項目に変更し、新しい科学的根拠のあるものに変え対象年齢を拡大し、幅広い年代ごとのデータを収集することができる形に変化させたものが「新体力テスト」である。

②「新体力テスト」の結果

小・中・高全体について、コロナ禍以前の令和元年度と令和3年度の「新体力テスト」を比較すると、平均値が減少している項目が多い。令和元年度より数値が上昇した項目は1項目、同じ数値の項目が1項目、減少した項目が46項目と、令和元年度と比較して、令和3年度は、全体的に低下している。小学校5年生の「新体力テスト」の結果では、すべての種目において、令和元年度より、数値が減少している。

（2）体力低下の要因と課題

①体力低下の要因

新型コロナウイルス感染症の影響等による健康二次被害として、休校による生活リズムの乱れや行動が制限されたことによる運動不足があげられる。小学5年生の平日の学習時間を除くスクリーンタイム（テレビ・ゲーム・スマホ・パソコン）の時間では、男女ともに増加傾向にある。また、体格についても、肥満児童が増加している。児童の行動が制限されたことや休校等により、体を動かす機会が減り、家の中にいる時間が増え、このような結果になったと考えられる。

文部科学省の「コロナ禍における運動・スポーツの実施について」によると、「コロナ禍による外出自粛の影響により、失われた子供の体力は一朝一夕では取り戻すことは困難である。小学校時代の成長期に一定程度の運動習慣を身につけないとその後の成長にも多大な影響を及ぼすことが懸念される」と述べられている。

②体力低下の課題

学校で行えることは、コロナ禍以前の生活に戻りつつある中で、児童たちの課題に合わせ、さらに体力が向上できる方法を考え、それを授業で取り組むことである。健康を目的に体力を向上させるためには、要因でも挙げられた生活習慣の改善を各家庭の協力を得て改善すること、スクリーンタイムを減らし、習い事や地域のスポーツクラブなど学校の授業外でも体を動かす時間を作ること、体を動かすことが楽しいと自発的に運動する習慣をつけさせることが課題である。

（3）体力づくりへの具体的な提案

活動①「体ジャンケン」低学年

活動②「創作ダンス」低学年

活動③「こうもりジャンケン」中学年。

活動④「シュート練習」中学年

活動⑤「ゆりかごジャンケン」高学年

活動⑥「エアーワールド」高学年

また、3年生から始まる保健の授業では、健康な生活を送るためには、体の変化に合わせ、適切な運動をすることが大切だと児童が思えるような授業をすることが求められる。

（2）授業外での実践提案

保護者や地域の協力を得て、児童が学校以外でも体を動かす場を作ることが、生涯健康でいるために、必要である。

体育の授業で、体を動かすことの楽しさと大切さを学ぶことが児童の運動習慣にも影響する。また、授業外でも保護者や自治体の協力も得つつ、児童の運動環境を整えることが大切である。学生の時の体を動かすことの楽しさと大切さを、大人になっても実感して生涯健康のために体を動かし続けていくことが大切である。

4 終わりに

本研究では、体力テストの変遷をたどりながら結果をもとに体力が低下したことを明らかにし、体力が低下した要因と体力を向上させるための課題について考え、今後の体育の授業や運動環境の具体的な対策について検討してきた。明らかになったことは以下三点である。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、児童の運動やスポーツをする時間が減少し、それに伴い、「新体力テスト」の数値が低下した。

②コロナ禍で行動が制限され家の中で過ごす時間が増えたことからスクリーンタイムが増えた。二次被害を防ぐためにも生活習慣を見直し、家庭と連携を図りながら、生活リズムを正していくことが重要である。

③家にいる時間が増え運動時間が減ったこと。肥満児童の増加を防ぐためにも、運動習慣を見直し、授業を通して楽しく運動することが重要である。

日本における中国人高齢者の生活課題

発表者名：張 曉婷（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉専攻 修士1年）

キーワード：異文化介護、高齢者福祉 在日中国人

はじめに

日本は世界一の超高齢社会であり、日本総人口に占める高齢者の割合は過去最高の 29.1%となった。内閣府（2019）によると、2065 年の日本には、高齢化率は 38.4%に達し、約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 3.9 人に 1 人が 75 歳以上になり、2022 年度時点で 307 万人まで増えている。

一方、超高齢社会が長期化していると言われている。65 歳以上の在留外国人は、1990 年で 7 万人だったが、2022 年では 20 万 3,500 人と大幅に増加していることが、出入国在留管理庁（2022）のまとめで明らかになっている。無国籍を含む 197 ヶ国の外国人が日本に住んでいるが、そのうちの約 3 割が中国国籍であり、最も多い国籍ランキングの 1 位になっている。同資料によると在住中国人口は 76 万 1,000 人である。在留中国人の数が増えていることを考えると、日本に住む中国人が安心して穏やかな老後の暮らしが営めるかどうかも重要な課題となっている。

I 在日中国人高齢者の生活実態と支援ニーズ

今後日本に住む中国人の高齢化がますます進んでいくことが予想されるが、日中間では文化背景と生活習慣が異なっていることに対してあまり注目されていない、日本では多文化のソーシャルワーク教育がほとんど行われておらず、異文化に対する

理解と対応は福祉の分野でもあまり進んでいない。またそのための政策や支援はまだとられておらず、介護施設においても受入体制が整っていない現状である。その結果、中国人の老後の過ごし方が大きな課題になっている。

日中間では文化背景と生活習慣が異なるため、彼らの介護環境に対するニーズも日本人高齢者と異なっている面がある。中国人高齢者は日本人利用者との交流ができない、日本人向け介護施設の環境に適応できず孤立しがちである。また、日本で住む日本語不自由の外国人は日本社会とつながりができず、情報収集が不十分で、様々な社会保険や外国人に対するサポート体制が利用できないことも少なくない。

これらの背景から、中国語の対応が可能な介護施設の現状、と在日中国人高齢者の介護ニーズの現状を明らかにすることは重要である。また、多くの中国人が介護保険制度に関心を持っていない、あるいは「介護保険制度」そのものを全く知らない（劉, 2018）。年金や介護サービスなど社会保障の仕組みをうまく活用できないことも、老後生活においてさまざまな問題を発生させる背景となっている。

一方で、日本では 2021 年、高齢者雇用安定法の一部が改定され、日本社会は定年 70 歳時代へ突入した。在留中国人は、自国ではもう退職して

いる年齢なのに、まだ日本では働くことが当然とされているなどといった仕事感の違いに悩まされていると考えられ、こういった点に対しての心理的なサポートも忘れてはならない。

Ⅱ 異文化における高齢期の生活

異文化での生活における、制度適用、文化の違いが引き起こす心理的、社会的な不利などを解決するために、これらの影響を考慮したソーシャルワーク実践が重要であり、多文化ソーシャルワークは移住者の増加に伴い、ますます必要とされている（南野，2022）

外国人が増えるに伴い、外国語で生活相談を行う機関も増えている。しかし、日本に住む外国人が直面する問題は相談だけで解決とは言えないだろう。多文化ソーシャルワークを具体化する政策や支援、介護施設においても受入体制の整備を求めている。従って、日本の場合も、今後外国人介護労働者が増加したり、地域によっては要介護高齢者外国人が増加したりする可能性があり、かれらがストレスなく日常生活を送るために、将来的には介護における異文化コミュニケーションの円滑化に向けた施策が必要になるであろうと考えられる。

Ⅲ 日本に住む中国人に対するインタビュー調査

在日中国人における「老後不安」を明らかにするため、日本に住む50代の中国女性に対するプレテストとしてインタビュー調査を行った。

今回の調査では日本で高齢期を過ごすの不安について質問したところ、回答として、食事が慣れない、日本人との付き合いはできない、家族以外頼れる人はほぼいない、介護保険

制度についてもほとんど知らないなどの問題を抱えている。

おわりに

以上をふまえ、インタビュー調査に事例研究を重ねた質的研究方法により以下の3つについて明らかにする。

- ①高齢者介護における異文化コミュニケーション問題を明らかにする。
- ②在日中国人高齢者の支援の介護ニーズと生活課題。
- ③前高齢期群（45歳～65歳）在日中国人における「老後不安」を明らかにする。

参考文献

1. 荻野 剛史 2017「文献から見る高齢在日外国人等の生活上の課題」『福祉社会開発研究』9号P.105-120
2. 大浦 智子, 鷺尾 昌一, 石崎 達郎, 他7名 2020「特別永住者や外国系日本人における日本の高齢者介護サービスへのアクセスの現状と課題 公衆衛生モニタリング・レポート委員会報告」67巻7号 p. 435-441
3. 王 榮(木下貴雄) 渋谷 努 2018「中国帰国者の介護問題から見た 在住外国人高齢者への介護支援の現状と課題 異文化介護の現場から」
4. 王 榮(木下貴雄) 2019「異文化“介護通訳” 言葉と文化のコミュニケーター ～外国人高齢者と介護の橋渡し役～」
5. 南野 奈津子 2022 女性移住者の生活困難と多文化ソーシャルワークー母国と日本を往還するライフストーリーをたどる
6. 劉 慧娟 2018 在日中国人の介護保険制度についての認知度の研究
7. 神田 すみれ・木下 貴雄・朝倉 美江 他2名 2018 異文化介護を考える

仏教寺院を母体とするボランティア活動とウェルビーイングの関係

渠琳琳（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程2年）

キーワード： 宗教 ボランティア活動 ウェルビーイング

はじめに

2021年5月、中国統計局の第七回全国人口調査データによると、総人口は14億1千万に達した。その中、0～14歳の人口は2億5千万になり、総人数の17.9%を占めず、15—59歳人口数は8億9千万、総人数の63%を占めず；60歳以上人口数は2億6千万、総人数の18.7%になる。つまり、65歳以上人口数は1億9千万で、総人数の13.5%を占める（中国統計局）。2019年には中国の平均寿命は約77.3歳となり、中国政府が発表した「国家人口発展計画（2016-2030）」では、2030年までに平均寿命が79歳に達する（王 汪 2021）。しかしながら、現在、中国が定年と平均寿命の差が大きいという問題に直面している。中国定年制の制度については、1950年代から1970年代にかけて確立された定年制を踏襲しており、大まかに言えば、男性は60歳、女性幹部は55歳、女性労働者は50歳である（王 汪 2021）。高齢化と同時に、少子化の問題はますます深刻になっている。中国で1980年から実施されたひとりっ子政策が2015年に廃止され、2016年に「ふたりっ子」政策を提唱し始め、さらに2021年には1家庭に三人の子供という政策を提唱した。しかし、出産可能年齢の女性の減少、出産意欲の低下により、2020年の出生率は1.3であり、歴史上最低水準に達している（董 2021）。このような背景の中で、家族や孫の世話をするという従来の受動的な退職後のライフスタイルから、子ども夫婦・孫と同居せ

ず、自分らしい生き方を積極的に模索することへのシフトが必要とされている。

発表者は、過去4年間、寺院において行われているボランティア活動に注目してきた。発表者の出身地である小都市だけでなく、北京、上海、広州などの大都市でもこのような活動が実施されており、特に経済発展の高い中国の地域では、これまで述べたような背景から、人々の「こころの成長」への関心が高まっていることを示していると考えられる。

以上の背景により、本研究は仏教寺院ボランティア活動の実態と参加者の幸福感について検討を行う。

寺院ボランティアの歴史と現状

① 仏教慈善事業の歴史

（高 2010）によって漢の時代に中国に伝来して以来、仏教は魏晉の時代に中国文化との融合を遂げ、隋唐の時代に最盛期を迎えた。次第に中国化され、中国の特色を持つ仏教文化が形成された。しかし、宋代以降、儒教が仏教の理論を吸収し、さらに理学へと発展し、中国で封建制や独裁制が強まるにつれて、中国における仏教は衰退していった。明清時代まで、中国社会における仏教の地位は急激に低下した。仏教僧の数が減少し、仏教僧が統一されなくなったことも、中国社会における仏教の影響力を著しく低下させた。中国人の目から見た仏教の地位は著しく低下した。近代社会（1840～1949年）に入ってから以降、清国政府の社会支配力の弱体化と対仏教政策の変化、西洋キリスト教文化の大規模な輸入、

近代中国における仏教界の共同努力など、さまざまな要因が重なって、近代中国における仏教は復興してきた。特に居士仏教の台頭は、近代中国における仏教復興の大きな現れでもあると言える。(高 2010)

夏 (2009) によって古来、中国における居士中心の仏教団体は、一般に僧侶が創設し、指導してきた。例えば、東晋の廬山の慧遠が率いた「白蓮会」、唐代南が設立した「華嚴会」、「九品往生会」などがそうである。中華民国時代までは、絶え間ない内戦や自然災害により、諸行無常の概念が人々の心に深く根付いており、公的イデオロギーの崩壊と相まって、伝統的な儒教への信仰は薄れ、社会は政治的・経済的に絶望し、人々の心も困惑していた。その結果、多くの知識人が仏教に解決策を求め始めた。例えば、上海で活躍する多数の仏教居士は、慈善事業や公共の福祉活動に従事している。夏 (2009)

杜、翟 (2019) によって中国台湾では、20 世紀に入ってから、社会と経済の発展に対応するために、人間仏教運動が始まった。いわゆる人間仏教仏教とは：人間仏教仏教の理念は、释太虚僧侶が仏教革命を提唱した時に考え出されたものである。释太虚僧侶は社会時代のニーズに従って、伝統的な中国仏教の改革を提唱し、伝統的な仏教から社会に奉仕する人間仏教への転換の中で、社会に奉仕するという理念が明らかになった。一方、中国本土では、1980 年代の改革開放以来、社会は過去 40 年間に急速に発展し、新しい町や都市の開発、都市部の急速な拡大、都市人口の大幅な増加を特徴とする近代化の段階に入った。工業化、都市化、近代化によってもたらされた社会・人口構造の変化とそれに伴う宗教的要求は、伝統を持つ中国仏教に現代的な対応

を求めている。2000 年、觉醒法師は「都市仏教」という概念を提唱した。都市仏教とは、都市部の寺院を主な活動場所とし、現代都市の特徴と要求に従って、仏法を広め、一般大衆のためにあらゆる社会奉仕活動を行う人間仏教のことである。様々な種類の仏教慈善団体が台頭し、社会事業と効果的に融合していることは、仏教団体が慈善事業を運営する能力と強さを示している。地域や社会への奉仕の基本的な考え方は、奉仕事業を社会資源と交換することであり、「社区仏教」(地域仏教)は学者によって提唱されている。杜、翟 (2019)

筆者が以前、中国の福祉に関する先行研究を照会したところ、現代の都市生活者は地域社会「社区」を中心に地理的に結びついた活動を行っており、地域仏教「社区仏教」(地域仏教)は社会・都市開発と人間仏教の発展の交差点と言えることが明らかになった。以下では、仏教の慈善活動、特に仏教ボランティア(居士)の慈善活動に関する先行研究を明確にし、社会が発展する中で慈善活動を推進する居士グループと地域との連帯関係を明確にしようとする。

3). 寺院ボランティアの歴史と現状

② 仏教慈善事業の内容

高 (2010) によって中国近代 (1840-1949 年) の仏教慈善事業をその内容から分類すると、大まかに 4 つの側面がある。第一に慈善救済。いわゆる慈善救済とは、自然災害や人災などあらゆる種類の災害のことで、緊急の救済を必要とする被災者を救うために、慈善団体や個人が様々な方法で寄付を募り、救済活動を行うことである。第二に、慈善教育である。慈善教育とは、慈善と教育の結合を意味し、被災者、特に被災地の子供たちや地域社会で彷徨っている孤児のために、同時に慈善救援活動を行

い、彼らの自立心を養い、彼らが大人として成長し、社会に多くの貢献ができるように願うものである。第三に災害消除法会それとは、仏教界がその影響力を通じて、宗教的信条や概念を広めるために組織する大規模な信者の集まりであり、より多くの信頼を得るための重要な方法でもある。災害救済法会では、悪を止め善を広めるという自分たちの信条や概念を宣伝し、社会の幸福を祈る慈善活動の重要な手段でもある。第四に仏典を出版・印刷し、定期刊行物や新聞を創刊して仏教の慈善思想や活動を広め、社会の雰囲気や浄化することも、仏教の慈善活動の重要な側面である。高（2010）

吳（2017）によって居士慈善の内容は、時代の変化とともに常に変化している。現代の居士仏教慈善の形態は、伝統的な慈善の内容を残し、時代の特徴を反映した新しい内容を加えている。例えば西安では、居士の慈善活動には主に以下のような側面がある：

第一に放生である。放生とは、十善業のうち殺生をしないことである。古来、放生は仏教信者の最も一般的な施しである。西安の居士たちはよく放生活動を行う。魚、鳥、蛇、亀など、さまざまな生き物が放たれる。第二に高齢者を支える。中国は高齢化社会に突入し、高齢者の老後の問題がますます顕著になってきている。老人ホームの看護職員は非常に働きづめで、給料も高くなく、多くの老人ホームは人手不足で、ボランティアの手を切実に必要としている。西安の居士の中には、老人ホームに入り、プレゼントを送り、お年寄りの掃除、入浴をし、お年寄りの退屈を解消するために話しかけ、プログラムを行い、お年寄りの熱意を動員し、老人ホームのお年寄りの単調

な生活に喜びをもたらした。

第三に農村部貧困者への支援である。中国が精力よく貧困救済活動を行う一方で、一部の居士は農村部にも入り、貧困者を支援している。彼らが援助する貧困世帯の多くは、寡婦や孤児、独身高齢者、知的障害者の息子を持つ寡婦高齢者など、困難な状況にある高齢者である。一部の居士は、特定の貧困世帯に長期的な援助を行っている。第四に児童への配慮。障害児童、知的障害児童、困難児童、取り残された児童（両親が働きに出ている間、祖父母と暮らす）は西安市民の主な関心対象である。特別な児童の教育機関に学用品、掛け布団、リンゴ、現金、冬暖房の石炭などを送り、児童の公演、児童のゲーム、厨房に児童の料理を手伝い、小学校、幼稚園の貧困地域に掛け布団、教材、本などを寄付し、困難な児童に本と冬暖房用品を送る。（吳 2017）

先行研究を照合してみると、居士の慈善活動に関する研究は、時代のマクロ的な背景や社会的な意義、過去の仏教の発展という点に焦点が当てられていることがほとんどであり、活動に参加する過程における居士個人の主観的な幸福感に関する研究はほとんど注目されていないことがわかる。

そこで、本研究では、参加活動と主観的幸福感との関連から出発し、個々の居士へのインタビューから得られた生の情報を分析し、地域活動と個人の主観的幸福感との関連要素をまとめ、現代の都市生活のリズムの下での地域活動と個人の主観的幸福感との関係を探ることを試みる。現代の都市生活のリズムのもとで、地域幸福の新たな方向性を探る。

今は、次のような予定で研究を進めていく。

①先行研究レビューの成果を踏まえて、聞

き取り調査の項目や分析の視点を明確にしていく。

②参与観察による寺院ボランティア活動者へのインタビューを行うための、調査対象者へ事前にコンタクトをとる（実施済）

③研究依頼書・同意書の作成と倫理審査委員会への提出（実施済）

④調査の実施（半構造化面接）約8人を予定（実施中）

質問項目は次のようなものを想定している。

- ・宗教信仰を持った理由
- ・ボランティア活動イベントへの参加経緯や動機
- ・イベントに参加してよかったこと
- ・イベントに参加した感想
- ・ボランティア活動が与えている個人的な影響（気分の安定、生活の満足度、社会参加機会の増加などの様態）
- ・ボランティア活動が与えている社会的な影響
- ・活動を継続させるための寺院やボランティア団体の支援体制
- ・基本的属性

⑤インタビュー内容を整理し、コーディングして分析を行う。

⑥これまでの先行研究を踏まえた分析と考察。

参考文献

中国国家统计局公式サイト「第7回国勢調査速報の解釈について」

（http://www.stats.gov.cn/sj/sjkd/202302/t20230202_1896484.html、アクセス日：2023年9月12日）

中国人民政府公式サイト「2021年中国保健発展統計公報」

（https://www.gov.cn/xinwen/2022-07/12/content_5700670.htm、アクセス日：2023年9月12日）

童玉芬，2021，「中国における最近の人口動態とトレンド-第7回国勢調査のデータを用いた分析」『JOURNAL OF CHINA UNIVERSITY OF LABOR RELATIONS』（VOL.35 NO.4 Aug.2021）17-18 ページ。

高秀峰，2010，「近代中国仏教慈善事業研究」『（C）1994-2022 China Academic Journal Electronic Publishing House.ALL rights reserve.』、10-11、16-17 ページ。（<http://www.cnki.net>）

夏金华，2009，「民国時期上海仏教団体慈善公益事業と現代寺院慈善活動の比較研究」『JOURNANL OF NANJING XIAOZHUANG UNIVERSITY』（Sep 2009 NO.5）、105 ページ。

吴菲霞，2017，「居士仏教慈善の現代発展—西安を例とする」『新西部 NEW WEST』（2017年8月上旬刊）、61-62 ページ。

杜立婕，翟松，2019，「都市佛教社会工作实践研究：以上海、西安、成都

三地的寺院活动为例」『社会工作与管理』（2019/1 第19卷第1期）、14 ページ。

保育者のワーク・ライフ・バランスと就業継続

半田佳織（立正大学大学院 社会福祉学研究科 修士課程2年）

キーワード：保育 ワーク・ライフ・バランス 保育者 就業継続

はじめに

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」を意味するものである。現在、社会においては、少子高齢化、人口減少、そして労働力人口の減少といった問題を抱え、男性も女性も、そしてあらゆる世代にとって働きやすい就業環境を整えることが急務となっている。

そのような現状を打開しようと、2007（平成19）年12月、政労使トップによる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定されたのが「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」である⁽¹⁾。

現在、そのワーク・ライフ・バランスの実現に向け各業界において様々な取り組みがされている。しかし、発表者の勤務（所属）する保育業界では、多くの保育者がワーク・ライフ・バランスの実現や働き方の見直しは必要と感じているが、その実現は容易ではなく、試行錯誤を繰り返している状況だ。

その理由として、2015（平成27）年からスタートした子ども・子育て支援新制度を機に「保育に欠ける」から「保育の必要性」と利用基準が変わり⁽²⁾、長時間保育・延長保育・一時保育・子育て支援事業など保育施設や保育者に求められるものが多様化しているということが挙げられるだろう。

そのほかにも、女性の就業率の上昇等による保育の需要の高まりにより、保育者の確保の問題や、離職防止といった課題も抱えている。このことから、発表者は保育者にとって適切な育児休業やワーク・ライフ・バランスが整えば、このような状況が解消される可能性が高いのではないだろうかと考えた。

さらに、働く保育者の環境が整うことで、園に通う子どもの発達・生活環境により良い影響

を与え、保護者等が安心して預けることができる施設となり、少子化問題、幼児虐待、子育て支援等子育てに対する様々な問題解決につながる効果となる。結果、保育者のワーク・ライフ・バランスの実現と子どもがしあわせに育つ環境の達成に繋がるのではないだろうか。

1、研究目的

女性の就業率の上昇等による保育の需要が高まり、保育施設における保育者の確保、離職防止が課題とされていることから、勤務の継続を可能にするものは何か。そして、保育者にとって望ましいワーク・ライフ・バランスとは何かを保育者の視点で検討することを目的とする。

2、研究方法

保育経験者へのインタビュー調査を実施し、保育者の勤務継続を可能にするものと保育者のワーク・ライフ・バランスの実現へとつながるものは何かを検討する。

1回あたり1時間程度の個別インタビューを行いデータを収集する。インタビューへの実施時には、研究協力依頼書の内容について口頭で説明し、またその後研究協力同意書を得て行う。調査内容：倫理審査の結果を受け5名のインタビューを行った。今回はインタビューを行った結果の中から、ワーク・ライフ・バランスについての考えを中心に報告する。

倫理的配慮：本研究は2023（令和5）年5月18日付けで立正大学社会福祉学部・大学院社会福祉研究科合同倫理審査委員会の承認を得ている。（立正大社福倫理第5-2号）

表1 インタビュー対象者の属性

	地域	性別	年齢	保育者経験年数
A	関東	女性	40歳代	26年
B	関東	女性	40歳代	13年
C	関東	男性	30歳代	16年
D	関東	男性	20歳代	7年
E	関東	女性	20歳代	7年

インタビュー内容

【質問】あなたの考える、望ましいワーク・ライフ・バランスのとはどのようなものですか。

【回答】

Aさん「時間で来て時間で終わる。家庭の事もあると時間が遅くなっちゃうとこの時間に送って行かなくちゃいけないのに…とかそうになってしまうので、時間の中で業務が終われる、家庭に戻って、ってというのがいいのかなって思います。」

Bさん「ライフ・ワーク・バランスがよくわからないんですけども、仕事と家庭の両立のバランスなのかなっていうところで考えると、うん、やっぱりどちらも一生懸命やりたくなくなっちゃうタイプなので。でもやっぱりこう、家事というよりは育児の方が私は重点を置いているので育児と仕事と同じくらい大事にできる環境がいいなと思っていて。でもそのためには家事というところが私には引がかかってくるところで。まあ主人もできるところであれば協力をしてもらって、そこの負担を2分割にしてもらってバランスがよく取れたらいいなと思っています。」

Cさん「私個人の話しで言うと、まあ程良い仕事と程良い家庭っていうのが一番こう理想なのかなという。どっちかに偏り過ぎても、かなりバランスが悪くなるというか、本人がまあどう価値をおいているか？例えば、その家庭よりも仕事に、あの自分が何を楽しいとか、やりがいを感じるか。かなり、人それぞれなのかなって感じて。」

Dさん「そうですね。健康で過ごせていると、ワーク・ライフ・バランスやっぱり高いのかなと思います。健康でないと、家事ができなくて。仕事も疲れやすくなってしまっで。」

Eさん「そうですね。定時で帰れる。定時で帰って家のこともやりつつ、仕事もしっかりやりつつみたいな。」

(下線は筆者)

おわりに

5名のインタビューから見てきたことは、保育者にとって、家庭も育児も保育の仕事も大切であること、ワーク・ライフ・バランスの推進は個人の努力だけでなく、職場の理解が重要であるということ。さらに、それぞれの価値観やライフステージが関係しているということであった。

今後、保育の専門性を高めるためにも、勤務の継続を可能にし、保育者がやりがいを持ちながら生涯働ける魅力ある職場づくりになる方法を見出していきたい。そして、保育者のワーク・ライフ・バランスの実現には何に関係するのかを引き続き探求していきたい。

参考・引用文献

(1) 内閣府男女共同参画局「仕事と生活の調和」推進サイト

<http://www.cao.go.jp/wlb/towa/definition.html>

(2) 内閣府(2021)子ども・子育て支援新制度について p.42

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsume.pdf>

(3)厚生労働省(2022)「育児・介護休業法のあらまし」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html>

(インターネット上から得た情報の最終閲覧日は2023年5月24日である)

吉澤弘明（立正大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻）

キーワード：児童養護施設、心理ケア、アート・フォーカシング、コルビー

はじめに

今日、児童養護施設（以下：施設）に入所する児童の多くは、早期から養育者からの虐待に曝されるなかで心身に大きな傷を抱えている。その傷の影響は心理および行動面に広範で長期的な影響を与え、トラウマやアタッチメントなど精神病理的問題として生活上の生きづらさとなることが報告されてきた（西澤，1999；奥山，2011）。発表者は施設に心理療法担当職員として従事し、被虐待児童への心理ケアを実践している。本報告では、発表者がこれまで施設における心理ケアの一環として行った取り組みのなかでも、アートによる表現を用いた実践を紹介する。

I 児童養護施設における心理ケア

施設で生活をする児童らの多くは、既に述べた心身への傷による影響からトラウマやアタッチメントの問題を抱えるなかで、ケアワーカー（以下：CW）との関係、他児との関係および学校での人間関係、親や家族との関係において軋轢が生じ、生きづらさを抱えている児童も少なくない。

そのような児童の心の回復をめざすために、施設では心理療法担当職員（以下：心理士）が配置され、個別や集団による心理ケアが行われている。心理士が心理ケアにおいて準拠枠として用いる理論は多岐に渡り、技法としてはプレイセラピー、カウンセリング、箱庭療法などが多く実施されている（東京都社会福祉協議会，2023）。また、心理ケアの要素として児童が自分の気持ちに気づく力・表現する力

を育むという試みがあり、それは児童にとって抱えている生きづらさを解消するための支援になりうると考えられる。発表者は普段の心理ケアにおいて、児童が自身の気持ちに気づく力や表現することの力を促すことを目的に、描画などを含むアートによる表現を用いたアプローチに取り組んでいる。

II アート・フォーカシングについて

施設の児童らはトラウマやアタッチメントの問題を抱えていることから、その心理ケアの根幹には過去の出来事に起因する恐怖感をいかに和らげ、話せるだけの「安全の確立」（Herman, 1992/1999）がまず求められるものと考えられる。また、安全とされる感覚が促されることは、トラウマ治療の基本とされる「安全・安心感の再構築とコントロール力の回復」（亀岡，2016）へとつながる重要な要素でもある。つまり、この安全とされる感覚の経験を得ることによって、心身への傷による影響からの回復が促されるものと考えられる。

このような安心感・安全感の感覚を重要な要素として進められるアプローチの一つとして、フェルトセンス（身体の感じ）を重視するフォーカシング指向心理療法（Gendlin, 1996）があげられる。フォーカシングは、その曖昧なもやもやとした概念化される以前の身体感覚と、どのように関わり関係を見つけていくかを模索する方法である。Rappaport（2009）は、幼少期の虐待によるトラウマに対する描画適用例を報告し、「フォーカシング指向アートセラピーは、立会人役と、トラウマ体験の外にいられ

る自己のその他の部分を強化する」と述べている。そのことから、施設での適用については、フォーカシング指向心理療法の1つである、アート・フォーカシングの手法（春日，2019；吉澤，2013）を取り入れることで、感情の表出に難しさを孕む児童らの感情や気持ちを表現することの可能性をひろげ、児童の安心感・安全感の感覚を促し、安全かつ有効に進められるものと考えられる。

III アート・フォーカシングの実践

発表者は施設における心理ケアにおいてアート・フォーカシングの1つである、コルビー（KOL-BE／図1）を導入し、児童の抱える悩みを表現、シェアするなかで、児童自身の気づきを促すとともにカウンセラーの児童理解を深める一助としている。

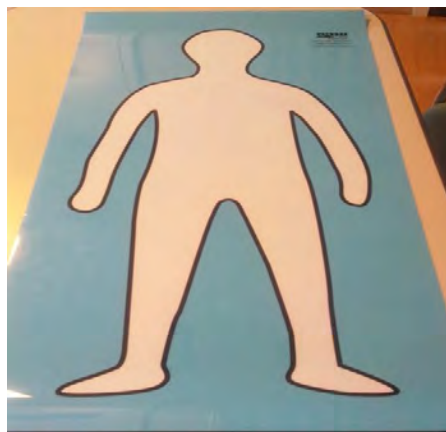


図1

コルビーは破れない材質の青い長方形に印刷された人型に、絵や字を描いたり消したり、フェルトセンスを表すシンボルを置くことで身からだの感じや気持ちを表現することができる。X線で見えない身体の内側の様子を知るように、コルビーによって、心身の両面の内側の様子を知ることができる。また、フォーカシングによる変化を促し、内側で感じられるまだ言葉にならない体験と、人型上に表現された色やシンボルや場所や動きの間に自然な相互作用が生じます。内側の変化に応じてイメージも変化させることで安心感を得ることができるとされる（Atsmaout Perlstein, 2013）。

右図（図2）は幼少時期にネグレクトされていた児童Aがコルビーを使って自分の「気持ち」について表現した作品である。Aは大人への警戒心が強く、

CWとの関係構築に困難さを抱えていた。Aはこの日も些細なことが原因で職員への怒りを抱えたまま、相談室を訪れた。コルビーでの表現を心理士が提案すると快く応じ、怒ったときに一番うずく場所についてしばらく悩んでいる様子であったが「怒っている時は脳だね」とコルビーの頭部に戦車の玩具を置き、その砲身の前に大きい山を置いた。また両掌には大砲が置かれ、その砲身の先には土嚢が置き、頭部と両掌それぞれに大砲があるものの障害物によって発射できない様子を黙々と表現する。心理士が〈A君は大砲を三つも持ってるのか〜〉と声を掛けると「そうだよ、大変なんだよ」と、Aが解消もままならない怒りを抱えている様子が表現された。また、Aはコルビーの上半身に神社の模型などを置き、「これは怒られないように祈るためにあるんだ」とつぶやき、人型の中心には大きな木・柵が置かれ、「職員の怒りを防ぐための木」とその役割を心理士に教えてくれた。このようにAのコルビーによる表現は激しい怒りと同時に、それを強く抑える葛藤の強さの様子が痛いほど感じられる表現となった。



図2

まとめ

施設における心理ケアにおいて、児童が抱える問題や生きずらさは言葉によって語られることは少なく、表現そのものに大きな負担を伴うとされる。児童にとって侵襲性が低く、安心感・安全感を得ながら取り組むことが可能とされるアート・フォーカシングの方法は、児童の語られぬこころの内を共に眺める体験となり、その意義は大きいものと思われる。

「遊び」から見る子どもの権利とその擁護・支援とは

自由学園最高学部 酒本絵梨子

序 子どもの権利条約第 31 条「遊ぶ権利」と「ジェネラルコメント No.17」

① 忘れられた条文

- ・日本は子どもの権利条約を 1994 年に批准
- ・ジェネラルコメント No.17

国際 NGO 団体 International Play Association（子どもの遊ぶ権利のための国際協会・IPA）の働きかけにより、2014 年に国連子どもの権利委員会から「ジェネラルコメント No.17」という公式の解説書が発行

- ・遊び＝基本的で生命的な次元をもった喜び

『遊び』は、子どもたちのなかで子ども自身によって始められ、整えられ、形づくられるものであり、それは機会があれば何時何処にあっても惹き起こされる活動の過程であるとともに、身体的、社会的、認知的、感情的な発達の源泉であり、子ども時代の基本的で生命的な次元をもった喜びだ

② 遊びとは何か

- ・効果・成果側から見た遊びの理解の弊害
何かを得るための手段としての遊びの側面の理解により、遊びの権利が対価になっていないか
- ・文化・生きがい・生命の喜びとしての遊びを捉え、支える必要性

1 遊びの構造的理解

① 遊びの 3 つの条件／西村清和『遊びの現象学』

- ・あいだ
- ・動き
- ・遊戯関係（安心感・これは遊びだ・失敗しても大丈夫）

② 安心感を支える支援とは

- ・裁判官ではなく弁護士に
→デンマークの独自の専門家 Pædagog（ペタゴー）
→子どものアドボケイト（子どもの意見表明を手伝う人）
→子どもの意見表明権の擁護／「子どもの権利条約」の第 12 条

2 おもちゃを所有すること

① 所有感・これは私のものであるという感覚とは

- ・子どもをかわいかわいと思っている祖父たちが、遊びにきた孫に花や木の葉をあたえ、これお持ちやと言ったのが、だんだんつまって、おもちゃにな

った

(滑川道夫、「おもちゃ教育論」、東京堂出版、1969 年)

- ・ 所有感は子どもが、自分を一個の人間として認識するためになくなくてはならないものであるように思われる

(J・ニューソン&E・ニューソン「おもちゃと遊具の心理学」 黎明書房、1981 年)

- ・ 私たちが持つという関係で表現できるのは、純粹に他者である者との関連を含むような秩序の中だけである

(G・マルセル、「マルセル著作集第 2 巻」、春秋社、1971 年)

→「所有」という出来事は、「内と外」「自と他」、これ以上侵入されない境界線を引く作業＝世界の中に自分を位置付ける

② 「貸してあげなさい」という支援

- ・ これは私のだ、貸したくないという主張は「私はここにいる」という主張ではないか

- ・ 「これは私のものである」という主張をアドボケイトする

- ・ 貸してあげる優しさとは私が確立したことで、相手も私と同じように存在することの理解の上に立ったもの＝嫉とは異なる視点

3 遊びが作る未来

① 社会化と超社会化

- ・ 社会性が育つ→社会化に役立つという視点

大人のルールの中で遊ぶ

例：滑り台は階段から登り、滑り降りるもので、階段を順番に登らなくてはいけない
→既存の社会のルールを用いて遊ぶ／秩序の再生産

- ・ 超社会化→新しい社会を作るという視点

新しいルールを作りながら遊ぶ→既存の社会ルールから逸脱し子どもにしか理解できない新しい秩序の創造／社会を変革していく能力（コンピテンス）を持った人間が創出（亀山佳明、「野生の教育をめざして：子どもの社会化から超社会化へ」、新曜社、2000 年）

② 子どもは新しい社会・世界を作りうる存在であるという理解

- ・ 遊びへの関わり方・距離感の違いを生む

→社会化の視点：監視員／滑り台の順番を守らせる

→超社会化の視点：見守り／子どもがどのような秩序を作っていくか見守る

- ・ 子どもの「やってみたい」の声を尊重し支援する

③ 褒める・叱るの落とし穴

褒める→大人は大人の尺度で褒める＝大人の社会を内面化させていく

大人（支援者）は一体どのような子どもを見るものさしを持っているのか、自分自身

に矢印を向けて、褒めたくなる時、叱りたくなるのは一体どのような時か、なぜそうなるのかをリフレクションすること

4 「子どもの声」とは何か

① 声なき声に耳を傾ける

例:LGBTQ に関する問題：

- ・ A 小学校男女の通学帽子が別

→声は上げられない→声を上げる＝カミングアウト

5 遊びと自尊心

① 自尊心が低い日本の子ども

- ・「自分自身に満足していますか？」という問いに対して、日本の若者は、そう思うが 45.1%で、そう思わないが 54.9%と半数以上。
- ・韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの若者に対する調査では「自分自身に満足している」がいずれも 7 割超。中でもアメリカは、86.9%が自分自身に満足していると答えていて、日本の約 2 倍の割合。
(内閣府「我が国と諸外国の若者意識に関する調査」(平成 30 年度))

② 「尊厳」とは何か

- ・宮台真司／「尊厳」と「承認」のメカニズム

(「14 歳からの社会学」, 世界文化社、2013 年)

実は、君が他者に対して自由にふるまえるためには「尊厳」が必要だ。

「尊厳」は、君以外の人（他者）から「承認」される経験を必要としている。

逆にたどれば、他者から「承認」された経験があるからこそ、「尊厳」(「失敗しても大丈夫」感) が得られ、それをベースに君は自由にふるまえるんだ。

1 君が「試行錯誤」する (「自由」)

2 それを他者が認めてくれる (「承認」)

3 「失敗しても大丈夫」感をいだける (「尊厳」)

結 「遊び」を支えること

① 遊びを構造から理解し、遊びそのものを支援する

- ・安心して失敗できる環境を整える

→失敗する時間と場所を整え (遊ぶ権利)

やりたいこととやりたいと言え (意見表明権)

それを実行し (意見の尊重)

失敗しても大丈夫 (自尊心)

- ② 権利は対価として与えられるものではない
- ・子どもは大人の顔色を伺っている→大人はすでに子どもから見て権力者
 - ・子どもは遊ぶために忖度をしていないか
 - ・子どもをどうするか？ではなく、大人の在り方を振り返りたい

立 正 大 学 社 会 福 祉 学 会 第 2 5 回 大 会
発 表 要 旨 集

発行日：2023 年 11 月 4 日
発行者：立正大学社会福祉学会
〒360-0194 熊谷市万吉 1700
立正大学社会福祉学部内
Tel: 048-536-1328
Fax: 048-536-2522